

墨田区立学校 部活動の運営に関する取扱い方針について

(平成 30 年 8 月改訂)

1 方針策定のねらい

生徒の自主的、自発的な参加により行われる中学校の部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感を涵養する等、学校教育が目指す資質・能力の育成に大きな役割を果たしている。

一方で、部活動の運営体制については、生徒、指導者ともに過度の負担となる状況などが指摘されており、社会状況や生徒、保護者の意識、教員の労働環境の変化等も踏まえて、課題解決を図る必要がある。また、今後の部活動については、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的な活動が実現するよう組織的・計画的に運営することが求められる。

このため、教育委員会として「墨田区立学校 部活動の運営に関する取扱い方針」を策定し、区立学校における部活動を適切に実施する。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定等

ア 校長は、本方針に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。

部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

イ 校長は、上記アの活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教員の数、外部指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の運動部及び文化部を設置する。

イ 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や、外部指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

ウ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教員の負担が過度とならないよう、必要に応じて指導・是正を行う。

エ 校長は、教員の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成 29 年 12 月 26 日文科科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務管理等に係る取組の徹底について（平成 30 年 2 月 9 日付 29 文科初第 1437 号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

ア 校長及び運動部活動顧問は、部活動の実施にあたっては、文部科学省が平成 25 年 5 月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。また、熱中症事故防止の観点から、部活動を行う場合は、活動量・内容・時間・場所等を変更するなど柔軟に対応するとともに、水分補給や休憩を励行し、適切に対策を講じる。また、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）に基づき、天候・気温、活動内容・場所等の状況により、無理に活動せず自粛するなどの適切な判断をする。特に、気温が 35 を超えた場合は、原則運動を禁止すること。なお、湿度にも留意すること等、適切に対応する。

イ 運動部活動顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切にとることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とのコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

(2) 運動部活動用指導手引きの活用

運動部活動顧問は、運動部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のために、中央競技団体が作成した指導手引きを活用して、3(1)に基づく指導を行う。

4 適切な休養日等の設定

(1) 学期中は、週当たり 2 日以上の休養日を設ける。

(2) 1 日の活動時間は、長くとも平日では 2 時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は 3 時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

(3) 休養日については、平日 1 日、土日 1 日以上とし、週末に大会参加などで活動した場合は他の日に休養日を振り替える。

(4) 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

5 校外における部活動について

(1) 生徒引率について

ア 校外において部活動を実施する際には、事前に部活動顧問から提出された引率届に基づき校長が許可する。

イ 校外への生徒の引率は当該校の教員が行い、外部指導員(保護者、卒業生等を含む)のみによる引率は行わない。

(2) 授業日における取扱いについて

授業日における校外での部活動は、原則として、公式大会(原則として東京都中学校体育連盟及び東京都中学校文化連盟が主催又は主催する大会、墨田区体育協会が主催する区民大会、墨田区教育委員会が主催する体育行事等)参加の場合のみ認められる。これ以外の部活動に生徒を参加させるため、授業等(登校時刻から下校時刻までの全ての教育活動をいう)を欠席し、遅刻及び早退させることはできない。

6 配慮事項

部活動は学校教育の一環であることから、学校から保護者等に配布する文書について校長が決裁する。